



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月7日金曜日 第2889号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課） …… 1
 - 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………（広報広聴課） …… 2
 - 児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則……………（子育て支援課） …… 5
- 人事委員会規則**
- 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事委員会事務局） ……18

規 則

○愛媛県規則第29号

愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県核燃料税条例施行規則（平成25年愛媛県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
様式第1号（第2条関係）					様式第1号（第2条関係）				
（その1） 省略					（その1） 省略				
（その2） 出力割用					（その2） 出力割用				
省略					省略				
申告額又は修正申告額	運転に係る事業	千kw	月	千kw	円	円			
	廃止に係る事業				40,000				
	計 ⑤	/	/	/	/	/			
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額	運転に係る事業				40,000				
	廃止に係る事業				30,000				
	計 ⑥	/	/	/	/	/			
省略					省略				
発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止に係る事業</u> の明細					発電用原子炉を設置して行う <u>発電事業</u> の明細				
発電用原子炉の名称	熱出力 ⑦	使用前検査合格年月日 ⑧	認可年月日 ⑨	確認年月日 ⑩	発電用原子炉の名称	熱出力 ⑦	使用前検査合格年月日 ⑧	運転終了年月日 ⑨	
	千kw	年 月 日	年 月 日	年 月 日		千kw	年 月 日	年 月 日	
合 計					合 計				

備考

- 1・2 省略
- 3 課税期間及び税率が同一である複数の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、これらの発電用原子炉の熱出力を合計した値を記載すること。
- 4 ③の欄は、1,000キロワット未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業の明細」は、熱出力その他の事項を発電用原子炉ごとに記載すること。
- 6・7 省略
- 8 ⑨の欄は、条例第5条第4項各号に掲げる課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄は、条例第5条第5項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 10 省略

様式第2号（第2条関係）

- (その1) 省略
- (その2) 出力割用

省略					
		千kw	月	千kw	円 円
更正・決定額	運転に係る事業				40,000
	廃止に係る事業				30,000
	計				
既に納付の確定した額	運転に係る事業				40,000
	廃止に係る事業				30,000
	計				
省略					
省略					

備考 省略

- (その3) 省略

備考

- 1・2 省略
- 3 課税期間 _____ が同一である複数の発電用原子炉を設置して行う発電事業 _____ について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、これらの発電用原子炉の熱出力を合計した値を記載すること。
- 4 ③の欄は、1,000kw _____ 未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「発電用原子炉を設置して行う発電事業 _____ の明細」は、熱出力その他の事項を発電用原子炉ごとに記載すること。
- 6・7 省略
- 8 ⑨の欄は、条例第5条第4項に規定する _____ 課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 9 省略

様式第2号（第2条関係）

- (その1) 省略
- (その2) 出力割用

省略					
		千kw	月	千kw	円 円
更正・決定額					40,000
既に納付の確定した額					
省略					
省略					

備考 省略

- (その3) 省略

附 則

- 1 この規則は、愛媛県核燃料税条例の一部を改正する条例（平成29年愛媛県条例第33号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県核燃料税条例施行規則様式第1号（その2）及び様式第2号（その2）の規定は、この規則の施行の日以後に課税期間の末日が到来する核燃料税の出力割の賦課徴収について適用し、この規則の施行の日前に課税期間の末日が到来した核燃料税の出力割の賦課徴収については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第30号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中村時広

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 省略 （個人識別符号）</p> <p>第1条の2 条例第2条第2号の2の実施機関が定める文字、番</p>	<p>第1条 省略</p>

号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう適切な範囲を適切な手法により変換したもの
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
- (2) 旅券法（昭和26年法律第267号）第6条第1項第1号の旅券の番号
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第14条に規定する基礎年金番号
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第93条第1項第1号の免許証の番号
- (6) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第54条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (8) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号
- (11) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号
- (12) 出入国管理及び難民認定法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (13) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第47条第2項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (14) 健康保険法施行規則第52条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (15) 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）第35条第1項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号
- (16) 船員保険法施行規則第41条第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (17) 私立学校教職員共済法施行規則（昭和28年文部省令第28号）第1条の7の加入者証の加入者番号
- (18) 私立学校教職員共済法施行規則第3条第1項の加入者被扶養者証の加入者番号

- (19) 私立学校教職員共済法施行規則第3条の2第1項の高齢受給者証の加入者番号
- (20) 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第89条の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (21) 国家公務員共済組合法施行規則第95条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (22) 国家公務員共済組合法施行規則第95条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (23) 国家公務員共済組合法施行規則第127条の2第1項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (24) 国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第7条の4第1項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (25) 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）第93条第2項の組合員証の記号、番号及び保険者番号
- (26) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条第1項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (27) 地方公務員等共済組合法施行規程第100条の2第1項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号
- (28) 地方公務員等共済組合法施行規程第176条第2項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号
- (29) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
(要配慮個人情報)

第1条の3 条例第2条第2号の3の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（個人情報の本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害があること。
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害があること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。）があること。
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるものがあること。
- (5) 個人情報の本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（以下「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（以下「健康診断等」という。）の結果
- (6) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、個人情報の本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (7) 個人情報の本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (8) 個人情報の本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第

1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

様式第1号（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿

Table with 2 columns: Item Name (個人情報記載項目) and Content (e.g., 心身の状況, 要配慮個人情報). Includes '省略' (omission) options.

注 省略

様式第1号（第2条関係） 個人情報取扱事務登録簿

Table with 2 columns: Item Name (個人情報記載項目) and Content (e.g., 心身の状況, 思想・信条等). Includes '省略' (omission) options.

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第31号

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年7月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Comparison table with 2 columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Details changes to Article 1 of the Child Welfare Act Enforcement Regulations.

2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)～(6)の16 省略

(6)の17 法第35条第3項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設_____を除く。）の設置の届出の受理に関する事。

(6)の18 法第35条第4項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設_____を除く。）の設置の認可に関する事。

(6)の19 法第35条第11項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設_____を除く。）の廃止又は休止の届出の受理に関する事。

(6)の20 法第35条第12項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設_____を除く。）の廃止又は休止の承認に関する事。

(7)～(9)の2 省略

(9)の3 法第58条第1項の規定による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び児童心理治療施設_____を除く。）の設置の認可の取消しに関する事。

(10)～(20) 省略

(21) 施行規則第36条の42第1項及び第2項の規定による調査に關すること（第23条の4第3項の規定により同条第1項又は第2項の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。

(22)・(22)の2 省略

(23) 第23条の6第8項の規定による調査に關すること（同条第3項の規定により同条第1項又は第2項の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。

(24) 施行規則第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う_____親族里親希望者に係る第21号に掲げる知事の権限

(25) 省略

3 児童相談所長及び地方局長は、第1項第20号及び第27号並びに第2項第21号及び第24号の場合にあつては第23条の4第6項の調査票を同条第1項又は第2項の申請書に、第1項第26号及び第2項第23号の場合にあつては第23条の6第8項の調査票を同条第1項又は第2項の申請書に添え、知事に提出しなければならない。（養育里親名簿等）

第23条の3 法第34条の19に規定する養育里親名簿は養育里親名簿____（様式第22号の4）によるものとし、同条に規定する養子縁組里親名簿は養子縁組里親名簿（様式第22号の5）によるものとする。

（養育里親認定登録申請書等）

第23条の4 施行規則第36条の41第1項及び第2項に規定する申請書は、養育里親（専門里親）認定登録申請書（様式第23号）（_____親族里親希望者にあつては、親族里親認定申請書（様式第23号の2））によるものとする。

2 施行規則第36条の41第3項に規定する申請書は、養子縁組里親認定登録申請書（様式第23号の3）によるものとする。

3 前2項の申請書は、特例条例の規定により市がその受理等に關する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親希望者、養子縁組里親希望者_____又は親族里親希望者（以下「養育里親希望者等」という。）の居住地を管轄する児童相談

2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。

(1)～(6)の16 省略

(6)の17 法第35条第3項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の届出の受理に関する事。

(6)の18 法第35条第4項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可に関する事。

(6)の19 法第35条第11項の規定による市町が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の届出の受理に関する事。

(6)の20 法第35条第12項の規定による国、県及び市町以外の者が設置する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の廃止又は休止の承認に関する事。

(7)～(9)の2 省略

(9)の3 法第58条第1項の規定による児童福祉施設（乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設を除く。）の設置の認可の取消しに関する事。

(10)～(20) 省略

(21) 施行規則第36条の42第1項_____の規定による調査に關すること（第23条の4第2項の規定により同条第1項_____の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。

(22)・(22)の2 省略

(23) 第23条の6第7項の規定による調査に關すること（同条第2項の規定により同条第1項_____の申請書が地方局長を経由する場合に限る。）。

(24) 施行規則第36条の47の規定により養育里親の認定等に準じて行う養子縁組希望里親希望者及び親族里親希望者に係る第21号に掲げる知事の権限

(25) 省略

3 児童相談所長及び地方局長は、第1項第20号及び第27号並びに第2項第21号及び第24号の場合にあつては第23条の4第5項の調査票を同条第1項_____の申請書に、第1項第26号及び第2項第23号の場合にあつては第23条の6第7項の調査票を同条第1項_____の申請書に添え、知事に提出しなければならない。（養育里親名簿等）

第23条の3 法第34条の19に規定する養育里親名簿は、養育里親名簿（様式第22号の4）（養子縁組希望里親希望者にあつては、養子縁組希望里親名簿_____（様式第22号の5））によるものとする。

（養育里親認定登録申請書等）

第23条の4 施行規則第36条の41第1項及び第2項に規定する申請書は、養育里親（専門里親）認定登録申請書（様式第23号）（養子縁組希望里親希望者にあつては養子縁組希望里親認定登録申請書（様式第23号の2））、親族里親希望者にあつては親族里親認定申請書（様式第23号の3_____）によるものとする。

2 前項_____の申請書は、特例条例の規定により市がその受理等に關する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親希望者、養子縁組希望里親希望者_____又は親族里親希望者（以下「養育里親希望者等」という。）の居住地を管轄する児童相談

所長又は地方局長を経由しなければならない。

4 省略

5 特例条例の規定により市が第1項又は第2項の申請書を知事に送付するときは、養育里親希望者等の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

6 知事は、施行規則第36条の42第1項及び第2項の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親家庭調査票（様式第23号の4）を作成するものとする。

7 施行規則第36条の42第3項の規定による通知は、養育里親（専門里親）・養子縁組里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書（様式第23号の5）（親族里親希望者にあつては、親族里親認定（不認定）通知書（様式第24号））によるものとする。

8 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項又は第2項の申請書の經由機関を経るものとする。

（養育里親届出書等）

第23条の5 施行規則第36条の43の規定による届出又は里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項及び第3項の規定による届出は、養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親（受託児童）届出書（様式第25号）によるものとする。

2～4 省略

（養育里親名簿登録更新申請書等）

第23条の6 省略

2 施行規則第36条の46第3項の規定による申請は、養子縁組里親名簿登録更新申請書（様式第26号の2）によるものとする。

3 前2項の申請書は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親又は養子縁組里親の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

4 省略

5 特例条例の規定により市が第1項又は第2項の申請書を知事に送付するときは、養育里親又は養子縁組里親の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

6 知事は、施行規則第36条の46第1項又は第3項の規定による登録の更新をし、又はしないことの決定を行つたときは、養育里親（専門里親）・養子縁組里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書により、当該養育里親又は養子縁組里親に通知するものとする。

7 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項又は第2項の申請書の經由行政機関を経るものとする。

8 知事は、施行規則第36条の46第1項又は第3項の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親又は養子縁組里親が適当であるかどうかを調査させ、養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親家庭調査票を作成するものとする。

（養育里親名簿登録消除申出書等）

第24条 施行規則第36条の44第1項第1号の規定による申出は、養育里親名簿登録・養子縁組里親名簿登録・親族里親認定消除申出書（様式第27号）によるものとする。

2～4 省略

所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 省略

4 特例条例の規定により市が第1項_____の申請書を知事に送付するときは、養育里親希望者等の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

5 知事は、施行規則第36条の42第1項_____の規定による調査を児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員にさせ、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票（様式第23号の4）を作成するものとする。

6 施行規則第36条の42第2項の規定による通知は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書（様式第23号の5）（親族里親希望者にあつては、親族里親認定（不認定）通知書（様式第24号））によるものとする。

7 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項_____の申請書の經由機関を経るものとする。

（養育里親届出書等）

第23条の5 施行規則第36条の43の規定による届出又は里親が行う養育に関する最低基準第14条第2項及び第3項の規定による届出は、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書（様式第25号）によるものとする。

2～4 省略

（養育里親名簿登録更新申請書等）

第23条の6 省略

2 前項の申請書は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親_____の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 前項の申請書は、特例条例の規定により市がその受付等に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、養育里親_____の居住地を管轄する児童相談所長又は地方局長を経由しなければならない。

3 省略

4 特例条例の規定により市が第1項_____の申請書を知事に送付するときは、養育里親_____の居住地を管轄する児童相談所長を経由しなければならない。

5 知事は、施行規則第36条の46第1項_____の規定による登録の更新をし、又はしないことの決定を行つたときは、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親名簿登録（更新）（不登録（不更新））通知書により、当該養育里親_____に通知するものとする。

6 前項の通知書は、特例条例の規定により市がその交付に関する事務を処理することとされたもの以外の場合にあつては、第1項_____の申請書の經由行政機関を経るものとする。

7 知事は、施行規則第36条の46第1項_____の規定による申請があつたときその他必要があると認めるときは、児童相談所の所員、社会福祉主事又は児童委員に、当該養育里親_____が適当であるかどうかを調査させ、養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親家庭調査票を作成するものとする。

（養育里親名簿登録消除申出書等）

第24条 施行規則第36条の44第1項第1号の規定による申出は、養育里親名簿登録（養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定）消除申出書（様式第27号）によるものとする。

2～4 省略

(売却の方法)

第34条 児童相談所長は、法第33条の2の2第2項(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により売却を必要とする物で高価と認められるものについては、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競売人がない物については、この限りでない。

2 省略

(公告の方法)

第35条 法第33条の2の2第4項(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記して14日間当該児童相談所の、又は最寄りの掲示場に掲示して行ふものとする。ただし、貴重と認められる物については、県報又は新聞紙に掲載して行ふものとする。

様式第22号の4(第23条の3関係) 養育里親名簿

Table with 2 columns: 養育里親の希望等, 省略. Includes fields for registration status and dates.

様式第22号の5(第23条の3関係) 養子縁組里親名簿

Table with 4 columns: 登録番号, 登録状況, 研修修了状況, 電話番号. Includes fields for registration status, training completion, and contact info.

(売却の方法)

第34条 児童相談所長は、法第33条の2第2項(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)の規定により売却を必要とする物で高価と認められるものについては、公告して競売に付さなければならない。ただし、即時に売却しなければ腐敗し、若しくは滅失するおそれがある物又は公告の後競売人がない物については、この限りでない。

2 省略

(公告の方法)

第35条 法第33条の2第4項(法第33条の3第2項において準用する場合を含む。)に規定する公告は、物の名称、種類、数量、形状及び児童がその物を所持するに至った経緯等その物を知るに足る事項を記して14日間当該児童相談所の、又は最寄りの掲示場に掲示して行ふものとする。ただし、貴重と認められる物については、県報又は新聞紙に掲載して行ふものとする。

様式第22号の4(第23条の3関係) 養育里親名簿

Table with 2 columns: 養育里親の希望等, 省略. Includes fields for registration status and dates.

様式第22号の5(第23条の3関係) 養子縁組希望里親名簿

Table with 4 columns: 登録番号, 登録状況, 電話番号, 養子縁組希望里親. Includes fields for registration status, training completion, and contact info.

養育里親（専門里親）・養子縁組里親・親族里親（受託児童）届出書	
省略	
省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組里親	省略
親族里親	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」及び「登録（更新）年月日」の欄は、養育里親又は養子縁組里親のみ記入すること。

5 省略

様式第26号（第23条の6関係） 養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書

省略	
申請に	省略
当たつての希望等	将来的に養子縁組里親となること の考え等について
省略	

注 省略

様式第27号（第24条関係） 養育里親名簿登録・養子縁組里親名簿登録・親族里親認定消除申出書

養育里親名簿登録・養子縁組里親名簿登録・親族里親認定消除申出書	
省略	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」の欄、「登録年月日」の欄、「認定年月日」の欄及び「登録（認定）の消除を申し出る理由」の欄は、養育里親及び養子縁組里親にあつては登録番号、登録年月日及び登録の消除を申し出る理由を、親族里親にあつては認定年月日及び認定の消除を申し出る理由を記入すること。

様式第28号（第26条関係） 里親再委託申請書

省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組里親	省略
親族里親	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組里親のみ記入すること。

様式第29号（第26条関係） 里親再委託承認（不承認）通知書

省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組里親	省略
親族里親	
省略	

注1 省略

2 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組里親のみ記入すること。

様式第30号（第29条関係） 証票

養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親・親族里親（受託児童）届出書	
省略	
省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親	省略
親族里親	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」及び「登録（更新）年月日」の欄は、養育里親又は養子縁組希望里親のみ記入すること。

5 省略

様式第26号（第23条の6関係） 養育里親（専門里親）名簿登録更新申請書

省略	
申請に	省略
当たつての希望等	将来的に養子縁組によつて養親となることを希望する里親となること の考え等について
省略	

注 省略

様式第27号（第24条関係） 養育里親名簿登録（養子縁組希望里親名簿登録・親族里親認定）消除申出書

養育里親名簿登録（養子縁組里親名簿登録・親族里親認定）消除申出書	
省略	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」の欄、「登録年月日」の欄、「認定年月日」の欄及び「登録（認定）の消除を申し出る理由」の欄は、養育里親及び養子縁組希望里親にあつては登録番号、登録年月日及び登録の消除を申し出る理由を、親族里親にあつては認定年月日及び認定の消除を申し出る理由を記入すること。

様式第28号（第26条関係） 里親再委託申請書

省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親	省略
親族里親	
省略	

注1～3 省略

4 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組希望里親のみ記入すること。

様式第29号（第26条関係） 里親再委託承認（不承認）通知書

省略	
養育里親（専門里親）・養子縁組希望里親	省略
親族里親	
省略	

注1 省略

2 「登録番号」の欄は、養育里親又は養子縁組希望里親のみ記入すること。

様式第30号（第29条関係） 証票

(表) 省略

(裏)

省略

3 都道府県は、前項ただし書の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

省略

注 省略

(表) 省略

(裏)

省略

4 都道府県は、第2項 _____ の規定による更新に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、当該措置の期間が満了した後も、当該申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き当該措置を採ることができる。ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該審判の結果を考慮してもなお当該措置を採る必要があると認めるときに限る。

省略

注 省略

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第23号の2を削り、様式第23号の3を様式第23号の2とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第23号の3 (第23条の4関係) 養子縁組里親認定登録申請書

養子縁組里親認定登録申請書														
愛媛県知事 様					年 月 日									
住所					申請者									
氏名					氏名 ㊞									
※ 経由	年 月 日 (地方局) 受付第 号				年 月 日 (児童相談所) 受付第 号									
申 請 者	氏 名				氏 名									
	個人番号				個人番号									
	生年月日	月	年	日	性別	男・女		生年月日	月	年	日	性別	男・女	
	健 否				健 否									
	職 業				職 業									
	電話番号				電話番号									
	養子縁組 里親研修 (認定前 研修)	修了(見込) 年月日	年	月	日	修了・修了見込み	養子縁組 里親研修 (認定前 研修)	修了(見込) 年月日	年	月	日	修了・修了見込み		
		修了証書番号	第 号			修了証書番号	第 号							
従前の里親登録の有無 (有の場合は都道府県名)	有・無 ()			従前の里親登録の有無 (有の場合は都道府県名)	有・無 ()									
申 請 者 の 同 居 人	氏 名	個人番号	生年月日	性別	続 柄	健 否	職 業							
			月 年 日	男・女										
			月 年 日	男・女										
			月 年 日	男・女										
養子縁組里親に なることを希望 する理由														
申請に当たつて の希望等	児童の年齢、性別等について													
	将来的に養育里親となること等の考え等について													
	その他													

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者及びその同居人の履歴書
- (2) 申請者の居住する家屋の平面図
- (3) 申請者が養子縁組里親研修(認定前研修)を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- (4) 申請者及びその同居人が児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の20第1項各号(同居人にあつては、第1号を除く。)のいずれにも該当しない者であ

ることを証する書類

- (5) 申請者及びその同居の家族の健康診断書（知事が必要と認める場合に限る。）
- (6) 申請者の属する世帯の所得を証明する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

様式第26号の次に次の1様式を加える。

様式第26号の2 (第23条の6関係) 養子縁組里親名簿登録更新申請書

養子縁組里親名簿登録更新申請書												
愛媛県知事 様					年 月 日							
					住所							
					申請者							
					氏名 ㊞							
※ 経由	年 月 日 (地方局) 受付第 号				年 月 日 (児童相談所) 受付第 号							
登 録 番 号					現在の登録の登録 (更新) 年月日		年 月 日					
申 請 者	氏 名				氏 名							
	生年月日		月	年 日	性別	男・女	生年月日		月	年 日	性別	男・女
	健 否						健 否					
	職 業						職 業					
	電 話 番 号						電 話 番 号					
	更新研修		修了(見 込)年月日	年 月 日		修了・修了見込み		更新研修		修了(見 込)年月日	年 月 日	
		修了証書番 号	第 号						修了証書番 号	第 号		
申 請 者 の 同 居 人	氏 名		生年月日		性 別		続 柄		健 否		職 業	
			月	年 日	男・女							
			月	年 日	男・女							
			月	年 日	男・女							
			月	年 日	男・女							
申請に当たつて の希望等		児童の年齢、性別等について										
		将来的に養育里親となることの考え等について										
		その他										

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者が更新研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- (2) その他知事が必要と認める書類

(児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則の一部改正)

第3条 児童福祉法第56条の規定による費用徴収規則(昭和41年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
徴収金基準額表				徴収金基準額表			
各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)		各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)	
階層区分	定義	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>児童心理治療施設通所部</u> 及び児童自立生活援助事業所	階層区分	定義	入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、 <u>情緒障害児短期治療施設通所部</u> 及び児童自立生活援助事業所
省略				省略			
備考				備考			
1～3 省略				1～3 省略			
4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、 <u>児童心理治療施設</u> 、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親並びに障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(児童を入院させるものに限る。以下同じ。)をいう。				4 この表における「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、 <u>情緒障害児短期治療施設</u> 、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業所及び里親並びに障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(児童を入院させるものに限る。以下同じ。)をいう。			
5・6 省略				5・6 省略			
7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合における当該世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」(当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部及び <u>児童心理治療施設通所部</u> の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額)を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。				7 同一世帯から2人以上の措置児童等が入所している場合においては、その月の措置費等の徴収金基準額の最も多額な措置児童等以外の措置児童等については、その施設のこの表の徴収金基準額に0.1を乗じて得た額をもつてその措置児童等の徴収金基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2に規定する障害児通所給付費又は法第24条の2に規定する障害児入所給付費を支給されている場合における当該世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数-1)」(当該世帯における措置児童等に係る徴収金基準額が、児童自立支援施設通所部及び <u>情緒障害児短期治療施設通所部</u> の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額)を当該世帯に係る上限とし、その額がその月の利用者負担額(法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額(実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は零円とする。			
8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は <u>児童心理治療施設</u> へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、零				8 小規模住居型児童養育事業所又は里親に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は <u>情緒障害児短期治療施設</u> へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は、零			

円とする。
9・10 省略

注 省略

円とする。
9・10 省略

注 省略

(愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 愛媛県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成12年愛媛県規則第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
1 特例条例別表3 の項第13号に規定する児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 規則第23条の6第6項の規定に基づく登録の更新をし、又はしないことの決定の通知に係る通知書の交付に関する事務 (3) 規則第23条の6第8項の規定に基づく養育里親又は養子縁組里親が適当であるかどうかの調査に関する事務 (4) 省略	1 特例条例別表3 の項第13号に規定する児童福祉法(昭和22年法律第164号)の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの	児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号。以下この項において「規則」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 省略 (2) 規則第23条の6第5項の規定に基づく登録の更新をし、又はしないことの決定の通知に係る通知書の交付に関する事務 (3) 規則第23条の6第7項の規定に基づく養育里親_____が適当であるかどうかの調査に関する事務 (4) 省略
2~20 省略		2~20 省略	

(愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(児童心理治療施設_____の職員の基準)		(情緒障害児短期治療施設の職員の基準)	
第19条 児童心理治療施設_____の心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。		第19条 情緒障害児短期治療施設の心理療法担当職員の数、おおむね児童10人につき1人以上とする。	
2 児童心理治療施設_____の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (児童心理治療施設_____の長の資格)		2 情緒障害児短期治療施設の児童指導員及び保育士の総数は、通じておおむね児童4.5人につき1人以上とする。 (情緒障害児短期治療施設の長の資格)	
第20条 条例第93条第1項第4号の規則で定める基準は、第7条に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。		第20条 条例第93条第1項第4号の規則で定める基準は、第7条に掲げる期間の合計が3年以上である者であること又は基準省令第74条第1項第4号の厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了した者であることとする。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出され、又は交付している第1条の規定による改正前の児童福祉法施行細則様式第23号、様式第26号、様式第27号、様式第28号及び様式第30号の規定による書類は、同条の規定による改正後の児童福祉法施行細則様式第23号、様式第26号、様式第27号、様式第28号及び様式第30号の規定による書類とみなす。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7-1190

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 7月 7日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-479）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																																																																																	
<p>第14条 省略</p> <p><u>（条例第10条第9項第2号に規定する人事委員会規則で定める者）</u></p> <p>第14条の2 条例第10条第9項第2号アに規定する人事委員会規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) <u>雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者退職した職員であつて、同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>(2) <u>雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者退職した職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>(3) <u>雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者退職した職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際従事していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p>2 条例第10条第9項第2号イに規定する人事委員会規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。</p> <p>様式第7号（第12条-第14条、第15条-第18条関係） 失業者の退職手当受給資格証</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">公共職業訓練等</td> <td>受講開始</td> <td rowspan="2">技能習得手当</td> <td>受講手当</td> </tr> <tr> <td>年月日</td> <td>日額 円 月 日支給開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受講終了予定</td> <td rowspan="2">年月日</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第14号（第14条関係） 公共職業訓練等受講証明書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="8">省略</td></tr> <tr> <td>認定日数</td> <td>日</td> <td>受講日数</td> <td>日</td> <td>通所日数</td> <td>日</td> <td>寄宿日数</td> <td>日</td> </tr> <tr><td colspan="8">省略</td></tr> </table>		省略				公共職業訓練等	受講開始	技能習得手当	受講手当	年月日	日額 円 月 日支給開始	受講終了予定	年月日	省略	省略	省略	省略	省略				省略								認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日	寄宿日数	日	省略								<p>第14条 省略</p> <p>様式第7号（第12条 _____ -第18条関係） 失業者の退職手当受給資格証</p> <table border="1"> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> <tr> <td rowspan="2">公共職業訓練等</td> <td rowspan="2">受講開始</td> <td rowspan="2">技能習得手当</td> <td>受講手当</td> </tr> <tr> <td>日額 円 月 日支給開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">受講終了予定</td> <td rowspan="2">年月日</td> <td rowspan="2">省略</td> <td>特定職種</td> </tr> <tr> <td>月額 円 月 日支給開始</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年月日</td> <td rowspan="2">省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> <tr><td colspan="4">省略</td></tr> </table> <p>注 省略</p> <p>様式第14号（第14条関係） 公共職業訓練等受講証明書</p> <table border="1"> <tr><td colspan="8">省略</td></tr> <tr> <td>認定日数</td> <td>日</td> <td>受講日数</td> <td>日</td> <td>通所日数</td> <td>日</td> <td>特定職種 受講日数</td> <td>日</td> <td>寄宿日数</td> <td>日</td> </tr> <tr><td colspan="10">省略</td></tr> </table>		省略				公共職業訓練等	受講開始	技能習得手当	受講手当	日額 円 月 日支給開始	受講終了予定	年月日	省略	特定職種	月額 円 月 日支給開始	年月日	省略	省略	省略	省略	省略	省略				省略								認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日	特定職種 受講日数	日	寄宿日数	日	省略									
省略																																																																																																			
公共職業訓練等	受講開始	技能習得手当	受講手当																																																																																																
	年月日		日額 円 月 日支給開始																																																																																																
受講終了予定	年月日	省略	省略																																																																																																
		省略	省略																																																																																																
省略																																																																																																			
省略																																																																																																			
認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日	寄宿日数	日																																																																																												
省略																																																																																																			
省略																																																																																																			
公共職業訓練等	受講開始	技能習得手当	受講手当																																																																																																
			日額 円 月 日支給開始																																																																																																
受講終了予定	年月日	省略	特定職種																																																																																																
			月額 円 月 日支給開始																																																																																																
年月日	省略	省略	省略																																																																																																
		省略	省略																																																																																																
省略																																																																																																			
省略																																																																																																			
認定日数	日	受講日数	日	通所日数	日	特定職種 受講日数	日	寄宿日数	日																																																																																										
省略																																																																																																			

注 省略

様式第15号の5（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所、 地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。	省略

注1 省略

2 「雇用期間」欄、「上記事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか。」欄、「申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか。」欄及び「申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所、地方公共団体又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。」欄は、該当する番号を○で囲むとともに、必要事項を記入すること。

3 省略

注 省略

様式第15号の5（第16条関係） 就業手当に相当する退職手当支給申請書

省略	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所____ ____又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。	省略

注1 省略

2 「雇用期間」欄、「上記事業所の事業主は、受給資格に係る離職前の事業主（関連事業主を含む。）であるか。」欄、「申請に係る就業について、公共職業安定所への求職の申込みの日に雇用の予約があつたか。」欄及び「申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、公共職業安定所____
____又は職業紹介事業者の紹介を受けたか。」欄は、該当する番号を○で囲むとともに、必要事項を記入すること。

3 省略

様式第17号中 「乗車（船）の場所」を「乗車（船）の場所（出発空港）」に、「下車（船）の場所」を「下車（船）の場所（到着空港）」に、

※船 賃		※航空賃			
距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃
km	円	km	円	km	円

を に改める。

船 賃		航空賃			
距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃
km	円	km	円	km	円

を に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に交付されている改正前の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第7号の規定による書類は、改正後の愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）様式第7号の規定による書類とみなす。

3 この規則施行の際現に提出されている旧規則様式第14号、様式第15号の5、様式第17号及び様式第18号の規定による書類は、新規則様式第14号、様式第15号の5、様式第17号及び様式第18号の規定による書類とみなす。